



JCMの最新動向

令和8年度 設備補助事業 公募説明会

2026年4月20日

環境省地球環境局JCM推進室



JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

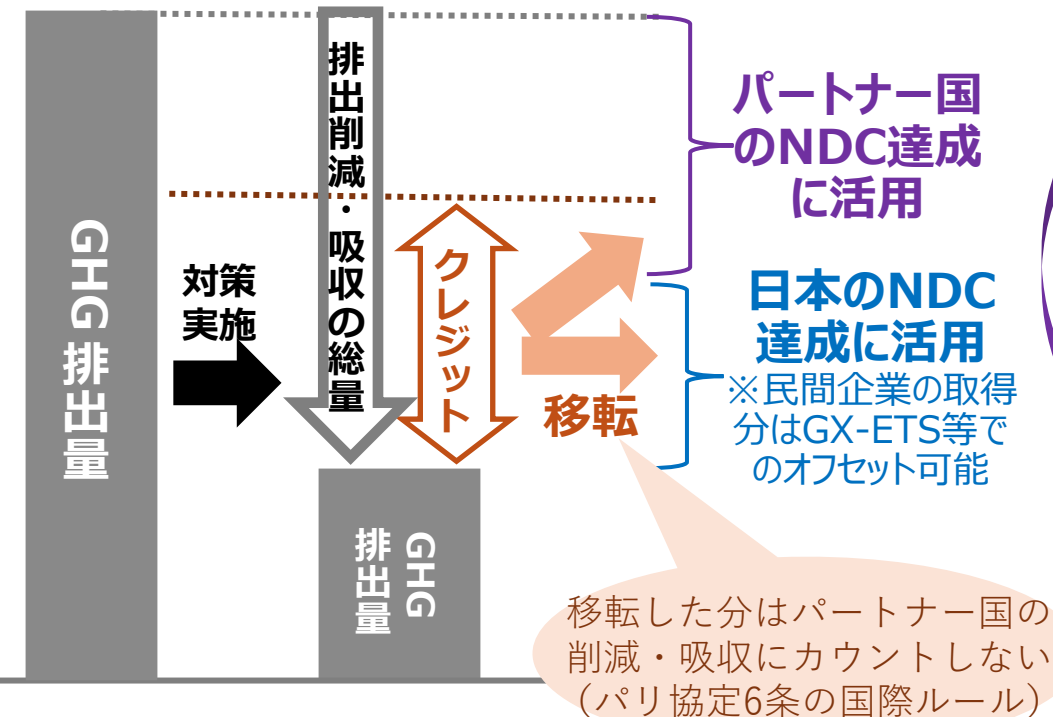
1. 二国間クレジット制度（JCM）の概要
2. JCMの最新動向
3. JCMパートナー国における主な進捗
4. 設備補助事業
5. 参考情報

1. 二国間クレジット制度（JCM）の 概要

二国間クレジット制度（JCM）の概要

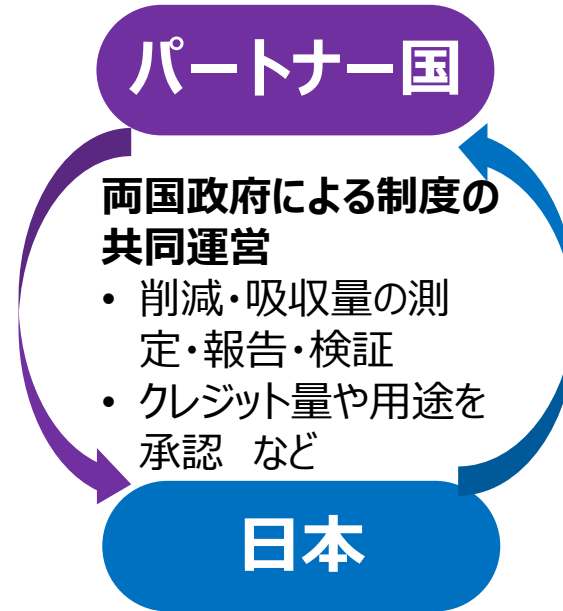
- JCMは、日本とパートナー国の中で、**日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。**
- **日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う**（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- **クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込む**ことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な開発、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG : Greenhouse Gas

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林

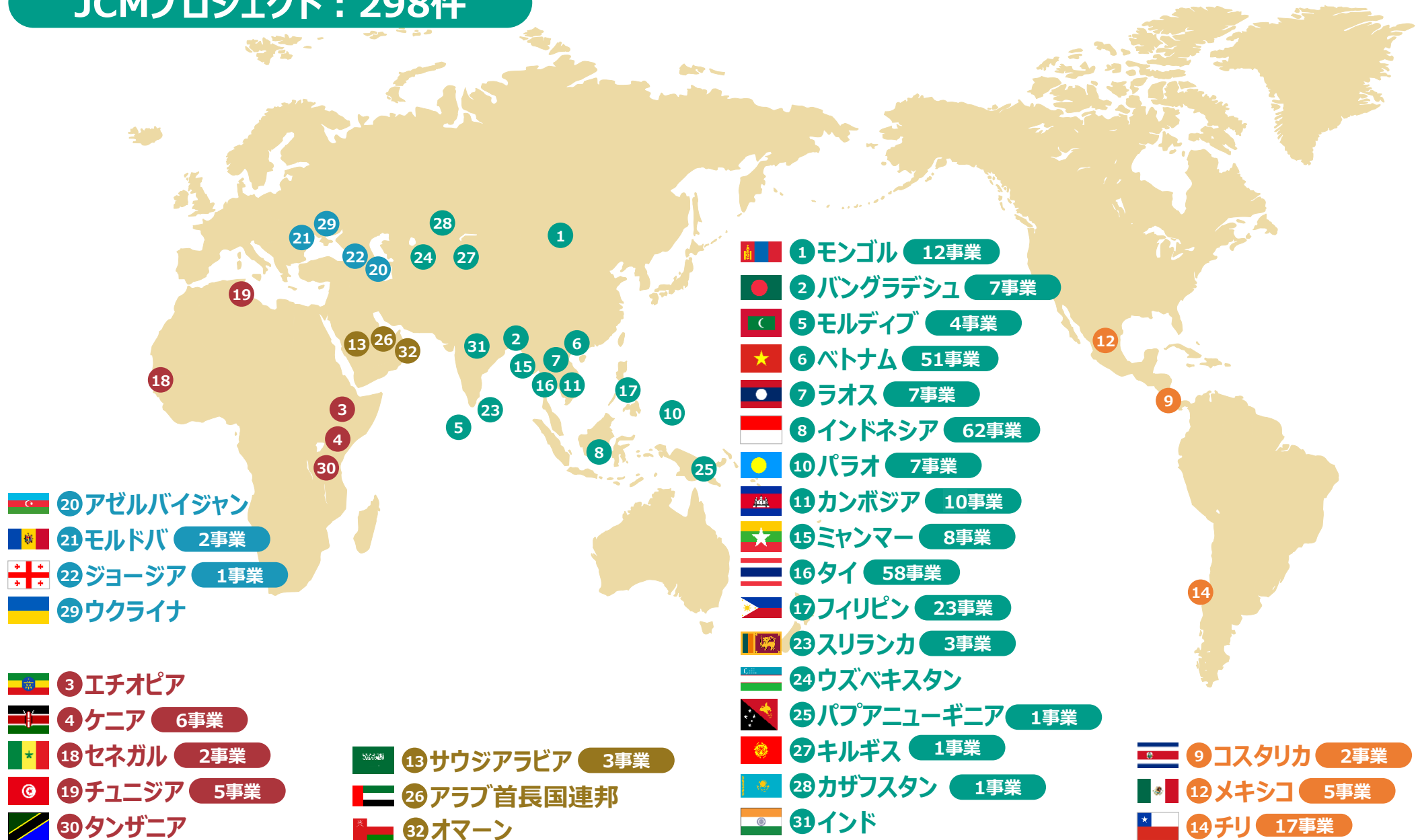


農業



CCS

JCMプロジェクト：298件



※番号は署名順

※環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた全案件数

2. JCMの最新動向

- 日本は、JCMの活用により、**2030年度までに1億トン、2040年度までに2億トン**の累積の排出削減・吸収量の実現を目指す。※クレジット量とは異なる。

【参考】改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 第3節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

3. 二国間クレジット制度 (JCM)

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このような取組を通じ、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**

Japan's Nationally Determined Contribution (NDC) 18th February 2025

(g) The intention to use voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement

Japan will establish and implement the Joint Crediting Mechanism (JCM) in order to quantitatively evaluate the contributions of Japan to greenhouse gas emission reductions and removals which are achieved through the diffusion of, among others, decarbonizing technologies, products, systems, services, and infrastructures as well as through the implementation of measures in global south countries and others, and to use such contributions to achieve Japan's NDC. With these efforts, through public-private collaborations, Japan aims to secure accumulated emission reductions and removals at the level of approximately 100 million t-CO₂ by FY 2030 and approximately 200 million t-CO₂ by FY 2040. Japan will appropriately count the acquired credits to achieve its NDC.

民間企業が獲得したJCMクレジットの用途

- 企業が獲得したJCMクレジットは、自社の排出量を相殺するために活用が可能。
 - 義務的排出量取引制度（GX-ETS）における排出削減義務履行にあたっての活用
 - 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）

GX-ETS

排出規模が直接排出で年10万tを超える企業は、2026年度に開始する排出量取引制度（GX-ETS）において、排出削減義務が課せられる。排出実績量の算定にあたり、JCMクレジットの無効化した量を算入することを認める方針。
→ コンプライアンス市場の誕生によるJCMクレジット需要の高まり

排出実績量
(保有義務量)

=

エネルギー起源CO2

燃料の利用に係るCO2排出

+

非エネルギー起源CO2

工業プロセスにおける化学反応等に由来するCO2排出

-

クレジット無効化量

J-クレジット・JCMクレジットの無効化量
(他者への移転量については加算)

温対法 算定報告公表制度

SHK制度においては、排出量が年3,000トンを超える事業者に対して排出量の算定報告を義務付けており、JCMクレジットの無効化した量を控除（オフセット）する等によって調整することを認めている。

PIN新様式の導入（2025年11月）

JCM_F_PIN_ver06.0

Project Idea Note for JCM Project
(Title of the project)

(Should be self-explanatory and clearly indicate the activity leading to GHG emissions reductions / removals)

Date of Submission: dd/mm/yyyy
Partner country: _____
PIN reference number*: _____
*(*For the secretariat use only)*

The information described in this document may change as the project develops.

1. Description of the project, including how the project reduces/removes GHG emissions

**Please also explain the implementation structure, such as financial structure, money flow of the project, as far as possible.*

2. Reasons and rationale for implementing the project under the JCM

**Please explain why the project participants propose to implement the project under the JCM, instead of a purely commercial project. Please also describe how the proposed project provides any benefits to the partner country, given that the partner country should apply corresponding adjustments for JCM credits acquired by Japan. Please also explain how the project aligns with an eligible/positive list or relevant guidance in the partner country, if applicable.*

3. Location of the project

4. Expected Schedule of the project

Expected starting date of operation	dd/mm/yyyy
Expected schedule up to the starting date of operation	

5. Type and duration of crediting period

Fixed period of 10 years

Renewable period of five (5) years, which may be renewed twice at the maximum

Other (please specify): _____

6. Expected scale of investment and financial sources

Total investment cost	In national currency: _____ In Japanese Yen: _____
Contribution by Japanese private finance	In national currency: _____ In Japanese Yen: _____
Contribution by the Government of Japan for the JCM	In national currency: _____ In Japanese Yen: _____
Contribution from the existing schemes and programmes of Partner Countries	In national currency: _____ In Japanese Yen: _____

** Please explain how the project will be financed and what financial contribution or economic incentive will make the project viable, in case there is no financial support from the Government of Japan for the JCM.*

*** Please explain what kind of financial support is expected, in case there is financial support from the Government of Japan for the JCM or from the existing schemes and programmes of the Government of partner country.*

1

JCM_F_PIN_ver06.0

7. Applicable JCM methodology(ies)

Existing methodology(ies) (Please specify) _____

New methodology(ies) needed (Briefly explain the status below) _____

8. Expected Mitigation Outcome (GHG emission reductions/removals)

Mitigation Outcome	Amount	Explanatory note <i>Please explain how those numbers are calculated and the reason for allocation.</i>
A. Expected GHG emission reductions/removals against reference emissions* (JCM credits)	tCO ₂ eq/year (average)	
(optional) Credits acquired by Japanese companies and/or government	%	
(optional) Credits acquired by partner country's companies and/or government <i>These reductions should be reflected in the partner country's GHG inventory.</i>	%	
B. (optional) Expected GHG emission reductions/removals against Business-as-usual (BaU) emissions** <i>These reductions, including the amount of credits acquired by Japan, should be reflected in the partner country's GHG inventory.</i>	tCO ₂ eq/year (average)	

** The reference emissions are established below BaU, in a manner that a proposed project contributes to the achievement of the NDC of a partner country.*

*** BaU emissions represent plausible emissions in providing the same outputs or service level of the proposed JCM project in the partner country.*

2

JCM_F_PIN_ver06.0

9. Contacts

Representative Japanese participant for the project and its roles in the project

Name of the entity	
Business description	
Roles of the entity in the project	
Name and position of the contact person	
E-mail / Phone number	

Other Japanese participant(s) for the project and their roles in the project

Name of the entity	
Business description	
Roles of the entity in the project	
Name and position of the contact person	
E-mail / Phone number	

Participant(s) of partner country for the project and their roles in the project

Name of the entity	
Business description	
Roles of the entity in the project	
Name and position of the contact person	
E-mail / Phone number	

Government of partner country

Name of the relevant ministry or governmental agency	
Name and position of the contact person	
E-mail / Phone number	

Government of Japan

Name of the relevant ministry or governmental agency	
Name and position of the contact person	
E-mail / Phone number	

3

- 簡素化し、より内容を理解しやすくすることを目的とし、PIN新様式を作成（内容に大幅な修正なし）。
- 2025年11月から、タイとインドを除く全てのパートナー国に導入。
- オプショナル項目であるBaU比における排出削減・吸収量も記載が望ましい。

1. JCMの適用にあたっては、当該事業が**JCMを利用する付加価値**があることが必要であり、
- ① 事業性を確保するために**クレジットによるインセンティブ**（例：クレジット収入以外に事業収益が見込めない事業であるか、事業収益が見込めたとしてもクレジット収入がなければ投資回収年数が長期化する、あるいは内部収益率（IRR）が低く、事業の実施が困難であること等）が必要であること。ただし、一律的なIRRや投資回収年数などの数値基準は設けない。
 - ② パートナー国のNDCへの貢献という観点から、**事業・技術難易度**や**導入量・スピード**などで特に優れている点があること。
 - ③ パートナー国内での**波及・横展開のポテンシャル**有無及び程度（**地元企業の参画**、**キャパシティ**や**技術の習得**による**地域産業への裨益**を含む）。
- といった点について**説明が代表事業者等からなされる**こと。その上で、分野別のガイドラインや方法論等に沿っていることを前提として、**国際的に説明可能か**などを考慮して、関係省庁・政府機関がJCMの適用可否を**総合的に判断**する。

2. 排出削減・吸収を行う**機器の調達を開始する日**又は排出削減・吸収を行う**設備の建設を開始する日のどちらか早い日より前に**、日本政府を通じて**相手国政府に事業概要（PIN：Project Idea Note）を提出していること**。ただし、既に調達や建設を開始している事業であっても、その後の**事情変更**を受けて（例：事業環境等の変化により事業の継続に支障が生じる場合）、1に示したクレジットによるインセンティブの必要性や付加価値が認められる状況になったことを、事業者が**合理的に説明できる**案件、及びJCM申請につながる設備や機器に対する**公的資金支援**によって実施している事業については、この限りではない。

3. 上記2に関しては、排出削減・吸収を行う**機器の調達を伴わない事業**（例えば森林分野・農業分野・土地利用分野など）については**この限りではない**。森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。

4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する**日本企業又は日本政府の役割**が明確に説明されていること及び**日本の資金貢献が定量化**されていること。

なお、ある提案事業がJCMとして認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業がJCMとして認められることを保証するものではない

3. JCMパートナー国における主な進捗 2025年度

★インドネシア

- 2025年8月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施
- JCM及びインドネシア国内法令（2025年大統領令110号）を踏まえた手続の整理中

★インド

- 2025年8月 新規署名
- 9月 ビジネスフォーラム及びBtoGの協議を実施。
プロジェクト申請開始。※ルール類まもなく採択見込み

★フィリピン

- 2025年11月 6条対応のルール類及び森林ガイドライン採択、
民間JCM大型案件（植林）のNo Objection取得
- 2026年1月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施

★カンボジア

- 2026年3月 6条対応のルール類及び森林ガイドライン採択

JCMパートナー国における主な進捗

★モンゴル

- 2026年2月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施

★バングラデシュ

- 2025年9月 民間JCM大型案件（AWD）のNo Objection取得
- 12月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施
- 2026年3月 民間JCM大型案件（ガス漏洩）のNo Objection取得

★タイ

- 2025年11月 JCMにおいて初となるITMOs発行
- 12月 ビジネスフォーラム開催及びBtoGの協議を実施

★モルディブ

- 2025年12月 JCMにおいて2件目となるITMOs発行

★ベトナム

- 2025年7月 ビジネスフォーラム開催及びGtoGの協議を実施
- 2026年3月 JCM再始動に向けたGtoG協議を実施
- 4月 国内法令発出

Adoption of Article 6 ready R&G (As of Mar 2026)

Country	Adoption
Mongolia	Feb 2026
Bangladesh	Sep 2025
Ethiopia	
Kenya	
Maldives	Dec 2025
Viet Nam	
Laos	
Indonesia	Dec 2024
Costa Rica	
Palau	April 2026

Country	Adoption
Cambodia	Mar 2026
Mexico	
Saudi Arabia	
Chile	
Myanmar	
Thailand	Sep 2024
Philippines	Nov 2025
Senegal	May 2024
Tunisia	Jun 2023
Azerbaijan	

Country	Adoption
Moldova	Sep 2024
Georgia	Jan 2024
Sri Lanka	Oct 2023
Uzbekistan	Feb 2025
PNG	Mar 2025
UAE	
Kyrgyz	May 2025
Kazakhstan	Jan 2025
Ukraine	
Tanzania	Sep 2025
India	
Oman	

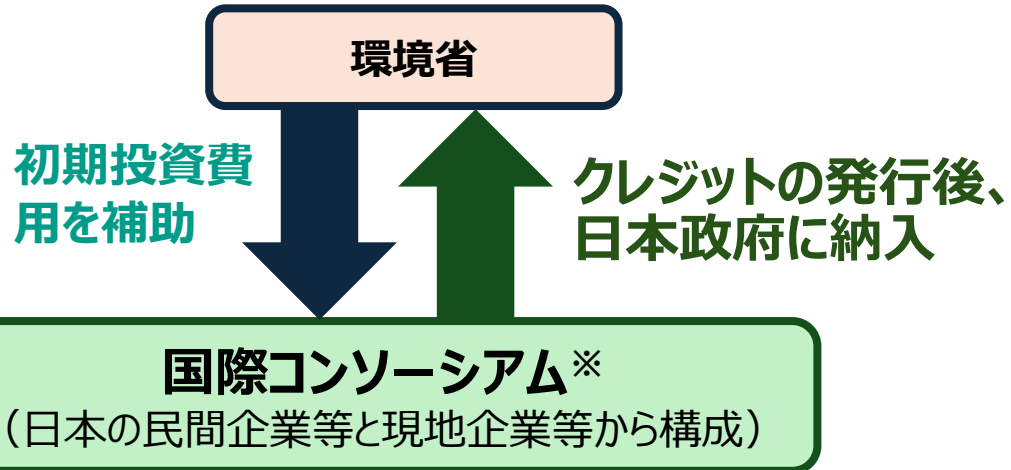
4.設備補助事業

1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業

令和8年度予算：令和8年度から開始する事業に対して、5か年で**105億円**を想定



※事業実施国の類似技術の導入実績により50～20%を上限



JICAや政府系金融機関が支援するプロジェクトと連携した事業を含む



※この組織の代表者となる日本法人を補助金の交付対象者とし、代表事業者と呼ぶ。これ以外の事業者を共同事業者と呼び、共同事業者には、民間事業者、国営会社、地方自治体および特別目的会社（SPC）等が該当。

補助対象

エネルギー起源CO2排出削減のための設備・機器の導入（工事費、設備費、事務費等含む）

事業実施期間

最大5年間（補助交付決定を受けた後に設備の設置工事に着手し、5年以内に完工すること。）

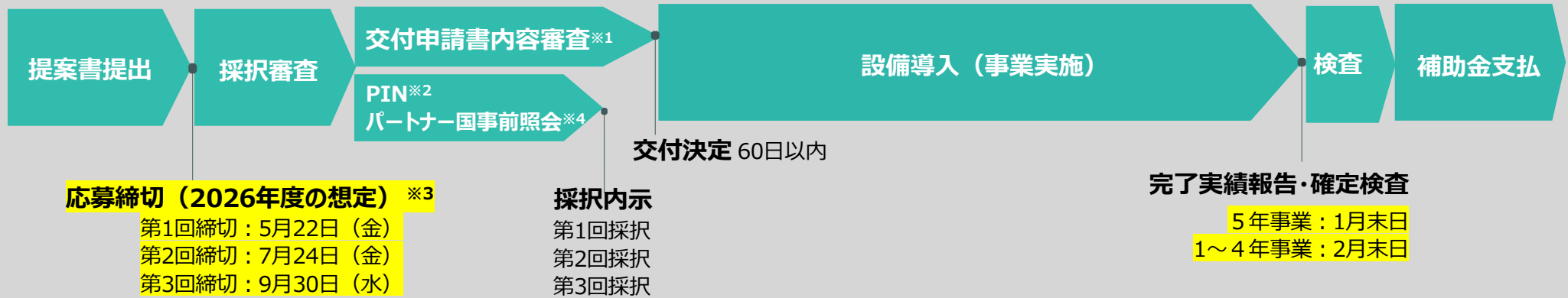
補助対象要件、審査項目、責務等

- 費用対効果及び投資回収年数を審査項目として確認。
- 一部の技術・国を除き原則として費用対効果**4千円/tCO₂**
- 投資回収年数については、**3年以上**を目安。
- 代表事業者は、導入する設備の購入・設置・試運転までを行い、**GHG排出削減効果のMRV（測定・報告・検証）を実施。**

設備補助事業のフロー

○ 応募提案

○ 補助事業開始



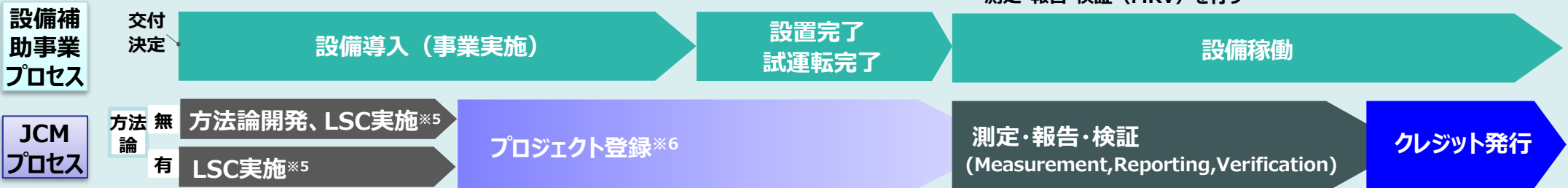
※1 採択後 60 日以内に交付決定できるよう、交付申請書は採択後 30 日以内に提出のこと

※2 PIN (Project Idea Note) : プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料

※3 第1回目、2回目応募案件が不採択となった場合、不採択理由の要件が満たされれば同一年度内に再応募可能
予算に限りがあるため、応募・採択状況次第では、第2回・第3回の公募自体を行わないことがあります

※4 昨年度応募し不採択となった案件において明確な採択条件が付されている場合には、条件を満たしたうえで応募してください。

○ JCM制度に基づくクレジット発行までの設備補助事業におけるプロセス



※5 方法論開発とLocal Stakeholders Consultation(LSC)は事業開始後、早期に着手すること

※6 プロジェクト登録は、事業完了後1年以内が期限の原則

★早期JCM クレジットの発行を目指して進める。

- ◆ これまで22か国で275件の技術の採択実績がある。
 - ※1プロジェクトで複数技術を導入することがあるため、プロジェクト数よりも多くなる。
- ◆ 内訳としては、再生可能エネルギー57%、次いで省エネルギー33%で大部分を占めている。

2026年3月末現在

廃棄物(5件) 1%

- ・廃棄物発電
- ・メタン回収発電

交通(3件) 1%

- ・デジタルタコグラフ
- ・リーファーコンテナ
- ・CNGディーゼル混燃バス

REDD+(2件) 1%

- ・焼畑抑制

フロン(4件) 1%

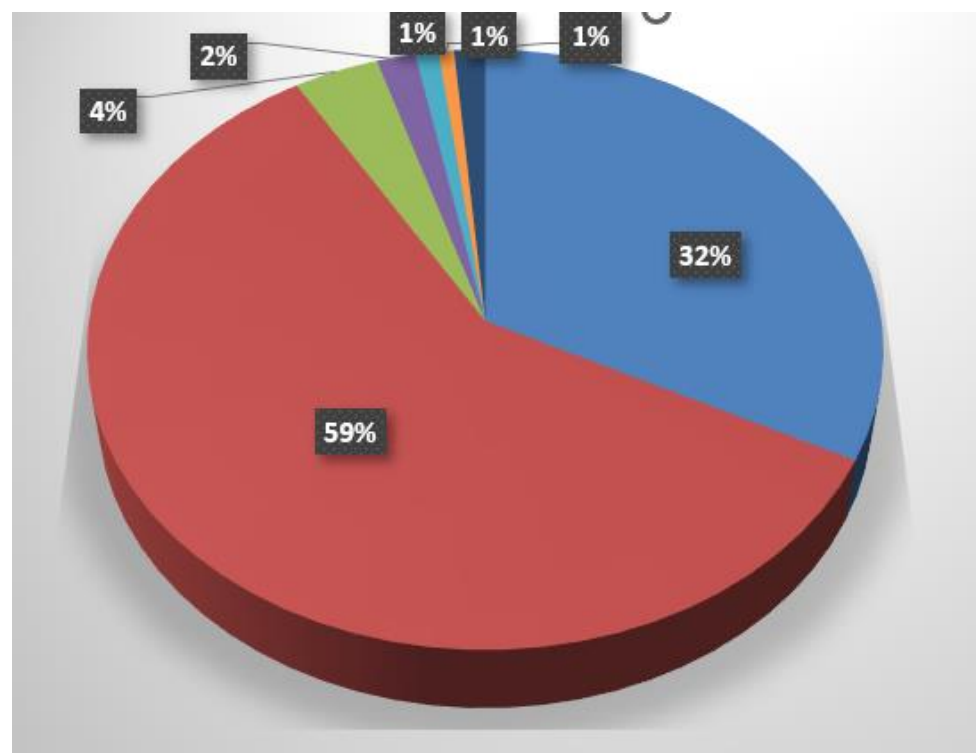
- ・フロン回収・破壊

エネルギーの有効利用(11件) 4%

- ・廃熱利用発電
- ・ガスコジェネ 等

再エネ(171件) 59%

- ・太陽光発電
- ・小水力発電
- ・風力発電
- ・バイオマス発電
- ・地熱発電 等



省エネ(94件) 32%

- ・ボイラ
- ・空調、エアコン
- ・冷凍機、チラー
- ・変圧器 等

2025年度採択事業（2025.3.11時点）

- 4月～11月末までの公募を行い、計11件を採択。
- 現在相手国と交渉中の案件は、相手国からの No Objection が確認でき次第採択を進める方向性。

パートナー国	代表事業者	事業名	技術分類	GHG削減量 [tCO ₂ /年]
ジョージア	シャープエネルギーソリューション株式会社	カヘティ州及びクヴェモ・カルトリ州における43MW太陽光発電プロジェクト	再生可能エネルギー	21,501
フィリピン	伊藤忠プラントック株式会社	パリンピノン地熱発電所における発電システム能力改善	再生可能エネルギー	37,180
タイ	シャープエネルギーソリューション株式会社	東部経済回廊内チョンブリ県におけるデータセンターへの55MW太陽光発電・40MWh蓄電池導入による電力供給事業	再生可能エネルギー	25,350
カンボジア	ミネバアミツミ株式会社	プルサット州クラコー地区における30MW太陽光発電・11MWh蓄電池導入プロジェクト	再生可能エネルギー	21,423
チリ	ファームランド株式会社	オヒギンス州及びマウレ州における14MW太陽光発電・40MWh蓄電池導入プロジェクト	再生可能エネルギー	10,310
インドネシア	大塚ホールディングス株式会社	飲料製造工場への3.6MW太陽光発電・15MWh蓄電池の導入	再生可能エネルギー	3,085
ラオス	シャープエネルギーソリューション株式会社	サワンナケート県における66.8MW太陽光発電・15MWh蓄電池導入プロジェクト	再生可能エネルギー	29,812
チュニジア	丸紅株式会社	ガバス地域における130MW太陽光発電プロジェクト	再生可能エネルギー	82,656
合計				231,317

◆ 現在複数の案件についてパートナー国にPINの異議なしを確認中であり、確認が取れ次第採択する予定

■ 補助事業額

・補助金の総予算額は**105億円**

⇒補助金の交付額の上限（従来と同じ）

① 1件あたりの補助金額の上限：20億円以下を目安とする。

② JCMエコリース事業：最長5カ年で原則総額5億円以下を目安とする。

■ 事業期間の延長

・R8年度の**設備補助事業は事業期間が最長5カ年に延長**（R8～12年度）

■ JCMクレジット獲得に係るプロセス

・**GHGの想定年間削減量が1万トン／年を下回るプロジェクトは原則対象外**とする。

⇒都市間連携事業、その他他省庁によるJCMを出口戦略として掲げた支援があった案件等から設備補助事業への応募に至った案件等については、その政策的意義を踏まえて**1万トン未満のプロジェクトでも例外的に採択する可能性**がある。

※対象事業について

・設備補助事業が財務省の令和8年度予算執行調査の対象となったため、調査の結果により、**公募期間中であっても設備補助事業の内容（補助金の対象となる事業、脱炭素技術等）について変更となる可能性**がある。

※予算執行調査の概要 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/gaiyou.htm

応募案件に求める要件（1/2）

項目	問題の要因	成功の秘訣
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> × 政府と現地企業のニーズと能力に合致せず、代表事業者側だけで決めている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両国の政策と現地企業のニーズに合致している
相手国政府の事業把握	<ul style="list-style-type: none"> × PIN（事業実施計画）が事前に相手国政府に共有されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相手国政府関係機関に事前に事業内容を説明し、事業に対する理解を得ておく
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> × 各団体の役割が不明確であり、事業実施について書面で意思表示できていない × 現地企業との顧客関係が逆転していたり、現地企業をグリップできていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各団体の役割が明確であり、事業実施について意思決定できている ○ 代表事業者と共同事業者が良好な関係を構築し、タイムリーなコミュニケーションを実施する
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> × 資金調達契約が不完全である × 代表事業者が共同事業者の支払能力や借入条件を把握していない／満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファイナンスクローズまでの手続きが明確である ○ 現地企業の借入れ能力を超えていないことを代表事業者が確認済
インベントリ	<ul style="list-style-type: none"> × 事業による削減がパートナー国のインベントリに計上されないうえ、今後計上される見通しが立っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インベントリに計上されること、またはパートナー国との調整により今後計上できる可能性があることを確認し、クレジット発行までに計上される具体的な道筋についてパートナー国と意思疎通できている
関連法規制・許認可	<ul style="list-style-type: none"> × 必要な許認可が特定できていない、または許認可取得に要する期間を把握できていない × 許認可の実績や規制動向などの情報に疎い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連法令及び許認可を確認できており、必要な取得手続き及び所要期間を把握している ○ 実績が豊富で、当局との信頼関係が構築できている

応募案件に求める要件 (2/2)

項目	問題の要因	成功の秘訣
クレジット配分	<ul style="list-style-type: none"> × パートナー国にクレジット発行の希望やその配分について意思表示していない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PIN提出の段階で、パートナー国とクレジット配分について概ね合意している <p>※設備補助事業で得られるクレジットは、政府からの資金支援を日本側の貢献とみなし、原則として日本政府に発行される扱いとなっている。一方で、日本企業が行う追加的な貢献によって、日本政府への発行分に上乗せする形でクレジットの獲得を目指す場合には、PIN提出の段階で、あらかじめパートナー国と調整しておくことが望ましい。</p>
MRV	<ul style="list-style-type: none"> × MRVを真剣に実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ MRVに責任をもって対応する
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> × スケジュールの遅延リスクが考慮されていない × 無理やり設備補助事業期間内に完了させるスケジュールにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリティカル・パスを把握し、余裕をもった事業スケジュールを作成する ○ 事業完了に無理がないようタイムリーに応募提案する

MRVの実施は事業者の責務

- 方法論の開発・方法論開発に必要な情報提供等の協力
- モニタリングの実施と結果報告
- PDD作成
- LSC実施
- TPEによるバリデーション、ベリフィケーション
- クレジットの発行申請

等々

令和7年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金⁴
(二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) 資金支援事業のうち設備補助事業) ⁴
GHG排出削減効果の測定・報告・検証 (Measurement, Reporting and Verification, ⁴
以下「MRV」という) 実施に関する誓約書⁴

令和7年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)の応募申請・事業完了にあたり、国際コンソーシアムを構成する事業者が以下の責務を負うことについて誓約します。⁴






- (ア) 交付決定後速やかに、当該事業に適用可能な MRV 方法論を自ら開発するか、MRV 方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をすること。⁴
- (イ) 当該事業により導入する設備・機器は優れた脱炭素技術等を有するものを選定し、導入した設備・機器を所有、使用することにより、対象工場・事業場からの GHG 排出削減活動を実施し、GHG 排出量を算出するために必要なモニタリングを実施すること。⁴
- (ウ) モニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、クレジット対象期間(10年固定)もしくは法定耐用年数のいずれか短い方の期間(JCM エコリースの場合は、リース期間)において毎年、環境省に報告すること。⁴
- (エ) 当該事業のプロジェクト登録申請に必要なプロジェクト設計書(Project Design Document; PDD)作成及びその一環として、地域住民等への説明やコメント聴取(Local Stakeholder Consultation; LSC)を実施すること。⁴
- (オ) 当該事業の第三者機関(Third Party Entity; TPE)による妥当性確認及び対象工場・事業場における GHG 排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、TPE に対する必要な資料及び情報の提供等の協力をすること。⁴
- (カ) JCMを構築している国において、JCM 合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。⁴
- (キ) JCM 合同委員会に対し、当該事業によるクレジットの発行申請を行い、日本側に発行された JCM クレジットを、日本国政府の口座に納入すること。⁴
- (ク) 補助事業の完了後においても、補助金により導入した設備について、法定耐用年数の期間(JCM エコリースの場合は、リース期間)、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。⁴
- (ケ) MRV実施期間中にセンターの指示に従わない場合、交付の目的に反する行為とみなされ、財産処分(補助金で導入した設備の目的外使用)に該当すると判断されることがあることを認識のうえ、財産処分に該当すると判断され、財産処分納付金の納付を命じられた場合には、それに応じること。⁴
- (コ) 国際コンソーシアムを構成する事業者の変更が承認された場合においても、上記(ア)~(ク)の措置を継続実施すること。⁴

ご清聴ありがとうございました



5.参考情報

二国間クレジット制度（JCM）に関する公開情報(1/2)

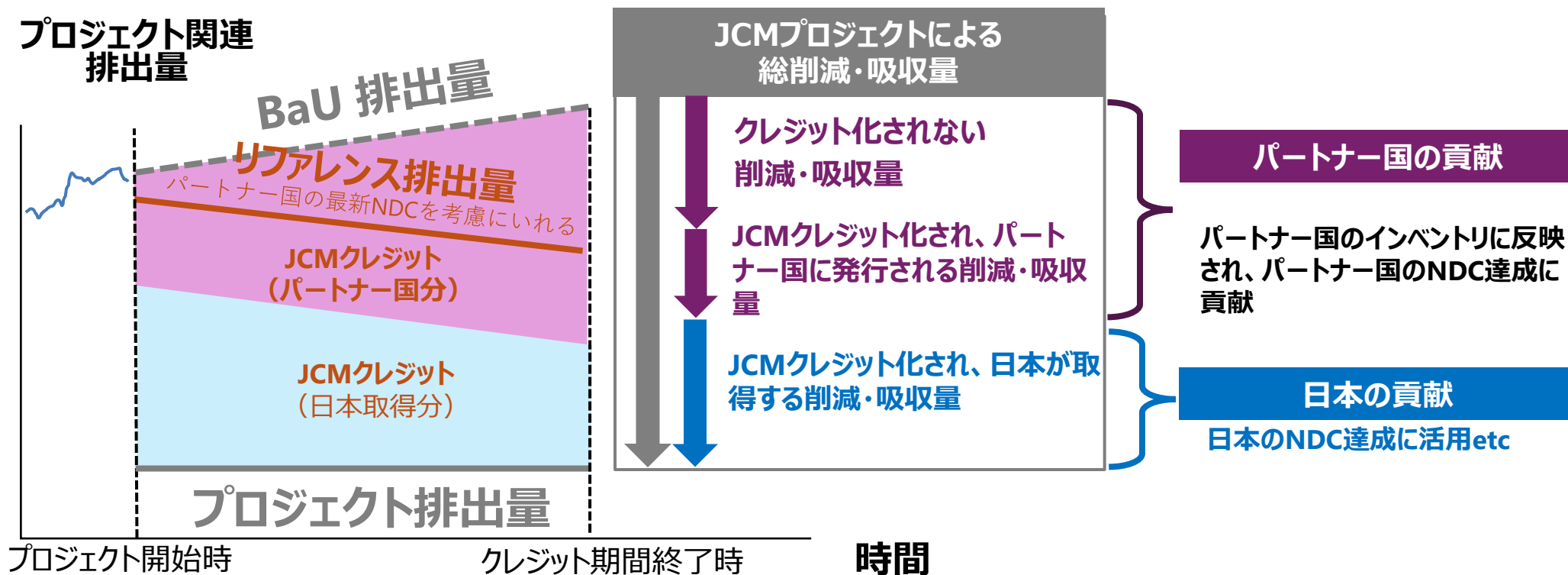
No.	参考資料	内容	ウェブサイト情報		
			出展者	ホームページのリンク	QR
1-①	JCM適用基準	※環境省JCM基本情報ページより飛べる	環境省	000358260.pdf	
1-②	JCMに関するQA	※環境省JCM基本情報ページより飛べる	環境省	000327294.pdf	
1-③	炭素市場事務局ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・JCMパートナー国等の各国情報 ・JCMウェビナー アーカイブ（資料・録画） ・JCM方法論ウェビナー アーカイブ（資料・録画） ・JCMフォーラム資料等（パートナー国現地にて開催） ・JCM／炭素市場ニュースレター（バックナンバー） →週1回ペースで配信中。ぜひご登録ください。	OECC （環境省）	JCM／炭素市場ニュースレター事務局ページ JCM／炭素市場ニュースレター配信申込フォーム	 メルマガ配信 申込フォーム 
1-④	パートナー国の各国情報	各国の基本情報、国内制度、パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備、JCM概要等	MURC OECC （環境省）	※1-③炭素市場事務局ページより、JCMパートナー国情報をご確認ください。	—
1-⑤	6条対応状況	ルール・ガイドライン（R&G）の改定、承認レター及び初期報告書の進捗状況	環境省	※1-③炭素市場事務局ページより、JCMウェビナーの最新資料をご確認ください。	—
1-⑥	JCMに関する問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・JCMに関する問合せ（JCM登録簿以外） ⇒メール jcma-contact@gec.jp ・JCM登録簿に関連する各種申請・ご連絡 ⇒メール jcma-registry@gec.jp 	JCMA	JCMAへのお問い合わせ JCMA	

二国間クレジット制度（JCM）に関する公開情報(2/2)

No.	参考資料	内容	ウェブサイト情報		
			出展者	ホームページのリンク	QR
2-①	JCMに関する公式サイト	・ルール&ガイドライン、第三者機関、各国JCM取組情報	JCM	JCM	
2-②	JCM基本情報（環境省）	・JCM概要、QA、JCM・パリ協定6条に関する資料、JCM適用基準、民間JCM組成ガイドンス	環境省	JCM（二国間クレジット制度）について 地球環境・国際環境協力 環境省	
2-③	JCM基本情報（JCM実施機構）	・JCM概要（QA、適用基準、最新動向、PIN様式） ・登録簿システムリンク情報 ・JCMに関する問合せ先	JCMA	日本政府指定JCM実施機構（JCMA）	
2-④	JCM基本情報（経済産業省）	・JCM概要 ・経産省による資金支援事業等 ・JCM実現可能性調査について ・NEDO・JCM実証等について	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM（二国間クレジット制度）（METI/経済産業省） ・JCM実現可能性調査（METI/経済産業省） ・NEDO・JCM実証（METI/経済産業省） 	  
2-⑤	AWD関連情報／JCM基本情報（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY, ミドリ・インフィニティ） ・みどり脱炭素海外展開コンソーシアム ・AWD－JCMについて 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：MIDORI∞INFINITY, ミドリ・インフィニティ）：農林水産省 ・みどり脱炭素海外展開コンソーシアム：農林水産省 ・農業分野の二国間クレジット制度（JCM）の始動：農林水産省 ・（承認されたAWD-JCM方法論：JCM Philippines – Japan） 	   
2-⑥	JCM基本情報（林野庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM森林分野について ・森林分野のJCMガイドライン類（案）一式 	林野庁	二国間クレジット制度（JCM）でのREDD+や植木の推進	
2-⑦	JCM基本情報（GEC）	<ul style="list-style-type: none"> ・JCM概要、公募情報（設備補助）、事例紹介、NEWS ・JCM説明パンフレット ・ビジネスマッチング支援プラットフォーム「JCM Global Match」 ・JCM設備補助に関するQA ・他の資金支援機関の情報（ADB、UNIDO等） 	GEC	二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))	

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮しつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



環境省JCM資金支援事業 案件一覧 (2013~2026年度)

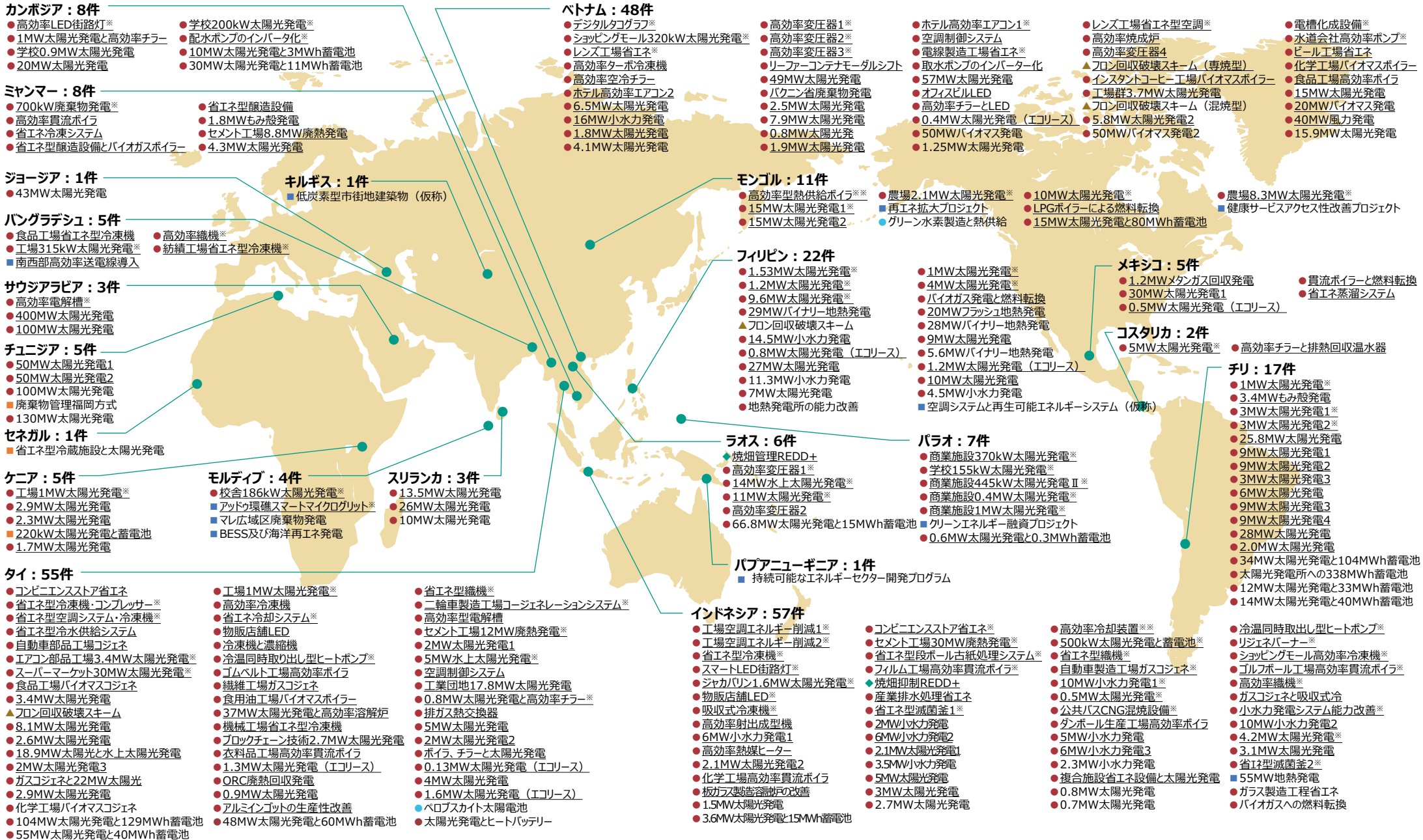
2026年4月16日時点



パートナー国合計：
275件採択 (22/32か国)

● 設備補助：253件 (エコリース7件含む)
● 運転開始 (下線の案件)：226件

▲ F-gas：4件 ■ ADB11件 ■ UNIDO：3件 ● 新技術：2件 ◆ REDD+：2件
JCMプロジェクト登録 (※の案件)：85件



【参考】環境省 JCM設備補助事業・業種別参画企業

2013～2025年度 採択事業者



Ministry of the Environment

卸売業	伊藤忠商事、稲畑産業、兼松、双日、豊田通商、豊通マシナリー、日本紙パルプ商事、ファームドウ（ファームランド）、丸紅、ユアサ商事
小売業	イオンモール、イオンリテール、ファーストリテイリング、ファミリーマート、ローソン
食料品	エースコック、キリンホールディングス、サッポロインターナショナル、サントリースピリッツ、CPF Japan、富士食品工業
化学・ゴム製品	大塚製薬工場、協和発酵バイオ、昭和電工マテリアルズ、住友ゴム工業、DIC、バンドー化学、フマキラー、三菱ケミカル
繊維・ガラス・土石	AGC、TOTO、東レ、日清紡テキスタイル
非鉄金属	YKK、大紀アルミニウム工業所
電機・電子、精密機器	遠藤照明、シャープエネルギーソリューション、ソニーセミコンダクタ、第一実業、ティー・エス・ビー、日立ジョンソンコントロールズ空調、富士・フォイトハイドロ、HOYA、ミネベアミツミ、矢崎部品、リコー
機械、産業機械	荏原冷熱システム、兼松KKGK、前川製作所、三菱重工
輸送用機器	デンソー、トヨタ自動車
陸運、倉庫・運輸	東急、日本通運、両備ホールディングス
建設業	JFEエンジニアリング、柴田商事、住友林業、高砂熱学工業、トーヨーエネルギーファーム、日揮グローバル、日鉄エンジニアリング、日本クラント、ネクストエナジー・アンド・リソース、フジタ、裕幸計装
電気・ガス・熱供給・水道業	アウラグリーンエナジー、イーレックス、出光興産、大阪ガス、関西電力、キューデン・インターナショナル、サイサン、静岡ガス、自然電力、WWS-JAPAN、北酸、メタウォーター、ユーラスエナジーホールディングス、横浜ウォーター、リベラルソリューション、シードおきなわ、TOKAI
金融業	東京センチュリー、東銀リース、みずほ東芝リース、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス、三井住友ファイナンス&リース
サービス業、その他	アジアゲートウェイ、アラムポート、AAIC Japan、SDGインパクトジャパン、NTTデータ経営研究所、NTTファシリティーズ、関西環境管理技術センター、グローバルエンジニアリング、新日本コンサルタント、数理計画、日本テピア、パシフィック・コンサルタンツ、ファインテック、早稲田環境研究所



Ministry of the Environment

1. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業
2. アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM日本基金（JFJCM）
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
3. 欧州復興開発銀行（EBRD）への拠出金
4. 国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金
※国際メタン等排出削減等拠出金も含む
5. 二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業
6. 案件開発／キャパビル／MRVの支援



6. 二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のJCM実現可能性調査（FS）
7. 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）
8. 方法論開発事業（有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査）
9. 定量化支援事業（JCMクレジット化支援・MRV適用調査）

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

10. 農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行拠出金

5. シナジー型JCM創出事業

1. 背景・目的

JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現する。

2. 対象技術

- 脱炭素だけでなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す。
- 事業の実現に向けて、JCMパートナー国において技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトを実現し、また、得られたシナジー型プロジェクトの知見をJCM全体の進め方の改善に活用する。

3. 支援対象範囲

- 実証に要する人件費、設備費等
- 資金調達、許認可のための調査費等

4. 実施期間（予定）

採択日～令和10年2月末まで

5. 実施期間・補助率

中小企業法での中小企業者は2/3
それ以外は1/2

6. 事業の特徴

- 大気汚染やフロン対策等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及を目指すものである。
- また、実証された技術を用いたプロジェクトの実施を促進し、実証期間の終了後、数年以内に、JCM設備補助事業等を活用したJCM事業化につなげることを目指す。





情報発信・能力構築・制度運営

- ウェブサイト、セミナー等
- パリ協定6条/ETFに関する情報発信、各国のキャパシティビルディング
- JCM事務局運営（JC開催、PIN・提案方法論・PDD確認等）



プロジェクト形成 ／マッチング支援

- JCMグローバルマッチ
- 案件相談
- 都市間連携事業
- JCM実現可能性調査



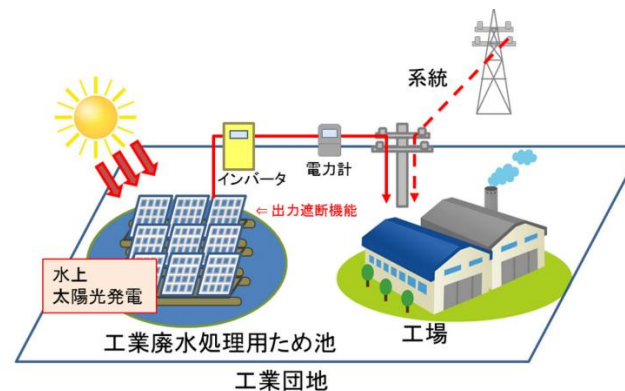
プロジェクト支援

- JCM設備補助事業
- ADBへの拠出（JCM日本基金（JFJCM））
- EBRDへの拠出（JCMにかかる日本－EBRD協力基金（JEJCM））
- UNIDOへの拠出（UNIDO-JCM）
- 実証事業等

JCMにおいて初となるITMOs発行

2025年11月11日、日本政府は、JCMにおいて初めて、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）」を、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of 5MW Floating Solar Power System on Industrial Water Reservoir in Thailand (TH014) (タイにおける工業廃水処理用ため池を利用した5MW水上太陽光発電システムの導入)
プロジェクト概要	水上設置型太陽光発電システムは、フロート架台や係留設備、より耐久性の高い電気部品が必要となるため、陸上型システムよりも高価になる傾向がある。一方で、水上フローティング技術の活用により、パネルの温度上昇を抑えて発電効率を向上させるだけでなく、工業団地にとって不可欠な用水について蒸発を抑制する効果もある。本事業の実現に当たっては、環境省JCM設備補助事業（2016年度）が資金的支援を行い、2020年1月に商業運転を開始した、タイにおける民間事業者による水上太陽光発電導入の先駆的な取り組み。
プロジェクト参加者	(日本側) TSBグリーンネックス株式会社 (タイ側) TSB Bangkok Co., Ltd.
クレジット発行対象期間	2021年1月1日～2021年12月31日
発行が決定されたクレジット量	2,017tCO ₂ eq うち 日本政府が獲得した量（ITMOs量）：1,009 tCO₂eq



ITMOsの発行（JCMにおける2件目）

2025年12月16日、日本政府は、JCMにおいて2件目となる、パリ協定第6条に沿ったクレジットである「国際的に移転される緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）」を、日本国JCM登録簿の政府保有口座に発行した。

プロジェクト名	Introduction of Smart Mini Grid System at Addu City (MV002) (アッドゥ環礁におけるスマート・マイクロ・グリッド・システム)
プロジェクト概要	ADB等による資金支援のもと、モルディブ政府は既存の電力網を再エネとディーゼルのハイブリッドシステムに置き換える「離島の持続的なエネルギー開発準備プロジェクト」により、 温室効果ガスの排出削減、電気料金の低減、政府の化石燃料の輸入コストの削減 を図る。本事業のもと、アッドゥ市において1.6MWの太陽光発電を導入するADBローンに、環境省がADBに拠出している JCM日本基金（JFJCM）を上乘せし、JFJCMの第1号案件 として、先進的なリチウムイオン蓄電池(0.5MWh)とEMSを導入。国際競争入札を経て、西澤株式会社が工事契約を受注。サブコントラクターである 東芝エネルギーシステムズ株式会社の技術（リチウムイオン蓄電池およびEMS） を採用。
プロジェクト参加者	Ministry of Tourism and Environment, Maldives Fenaka Corporation Limited
クレジット発行対象期間	2021年12月2日～2022年10月31日
発行が決定されたクレジット量	750 tCO ₂ eq。うち 日本政府が獲得した量（ITMOs量）：433 tCO₂eq

報道発表：[二国間クレジット制度（JCM）において2件目のパリ協定に沿ったクレジット（ITMOs）の発行および日・モルディブ間の第5回合同委員会の開催結果について](#) | 報道発表資料 | 環境省



高速度の充放電が可能な**先進的リチウムイオン蓄電池**（写真左）および**高性能EMS**（写真右）を導入して下記を実現：
 太陽光発電システムを安定的に運用、ディーゼル発電機の稼働効率を最適化、電力需要のピーク時におけるディーゼル発電由来の電力および輸入ディーゼルの消費量を約30%低減、より多くの再エネを系統連携可能に。大気環境改善、エネルギー安全保障にも貢献、地元雇用を創出。